

会 告

日本美容外科学会 専門医申請要項改定のご案内

日本美容外科学会 (JSAPS)

理事長 大慈弥裕之

専門医制度委員会委員長 小室裕造

専門医認定委員会委員長 倉片 優

日本美容外科学会 (JSAPS) は、基本領域である形成外科のサブスペシャリティ領域として日本専門医機構が認定する「専門医」の構築を目指しています。その取り組みの一つとして、今年度より日本美容外科学会専門医の申請要項を改定しました。改定の趣旨は、専門医機構が求める「国民から信頼される専門的医療を提供する医師を育成し、日本の医療の向上に貢献する」ことにあります。

つきましては日本形成外科学会専門医をお持ちの先生方は、改めて申請要項をご覧ください日本美容外科学会専門医の取得をお願いしたいと存じます。

日本美容外科学会専門医制度施行細則

第1条

この細則は、専門医制度規則第17条に基づき、施行についての必要な事項を定めるものである。

第2条

規則第7条における所定の申請書類とは次のものである。

1. 専門医認定申請書
2. 履歴書
3. 医師免許の写し
4. 規則第3条2項および3項を証明する事務局発行の書類の写し
5. 規則第3条4項に関する経験症例の記録

また、規則第3条3項および第11条に定める所定の点数は以下の通りである。

- ① 日本美容外科学会会報およびこれに準じる学術雑誌で委員会が認めたもの（但し内容が美容外科関係のものに限る）

筆頭著者：8点、共同著者（2人まで）：2点

- ② 外国の学術雑誌：APS およびこれに準じる外国の学術雑誌で委員会が認めたもの（但し内容が美容外科関係のものに限る）

筆頭著者：8点、共同著者（2人まで）：2点

- ③ 日本美容外科学会学術集会およびこれに準じる学術集会で委員会が認めたもの（但し内容が美容外科関係のものに限る）

一般演題演者：4点、シンポジスト、パネリストおよびこれに準じる者：6点、出席のみ：2点

- ④ 本学会または日本美容医療協会が主催する研修会、講習会およびこれらに準じる研修会、講習会等で委員会が認めたもの（但し内容が美容外科関係のものに限る）

講師：6点、出席のみ：2点

- ⑤ 国際学会：国際美容外科学会、米国美容外科学会、東洋美容外科学会その他これらに準じる美容外科関係の国際的な学術集会、シンポジウム、講習会等で委員会が認めたもの

一般演題演者：4点、シンポジスト、パネリストおよびこれに準じる者：6点、出席のみ：2点

第3条

正会員は、細則第2条4項に関し、参考となる記録、文書、領収書またはその他の写しを添えて、本学会事務局に証明書の交付を申請することができる。

第4条

細則第2条5項にいう経験症例は本学会所定の様式に従い、以下の内容を遵守しなければならない。

1. 経験症例は10症例を必要とし、その提示は指定された形式とすること。経験症例とは、申請者が実際に筆頭術者として行った症例を指す。
2. 前項の症例は下記の2分類より選択すること。

A（それぞれの項目は2症例まで認める）

- ① 重瞼術（切開法を1例以上含めること）
- ② 上眼瞼除皺術（眉毛下切開も認めるが埋没法は認めない）
- ③ その他の眼瞼手術（眼瞼下垂、目頭切開等）
- ④ 下眼瞼手術（除皺術、その他）
- ⑤ 外鼻手術（隆鼻、鼻尖、鼻翼、その他）（注入、糸等による施術は認めない）
- ⑥ 顔面除皺術（手術的；糸のリフトは認めない）
- ⑦ 脂肪吸引術
- ⑧ 乳房の美容外科（人工材料注入によるものは認めない）
- ⑨ 顔面輪郭形成術（各部骨切り、人工物埋入等を含む）
- ⑩ 軀幹の美容外科
- ⑪ 耳介形成術

B（それぞれの項目は1症例のみ認める）

- ① 顔面除皺術（糸のリフト）
- ② レーザー等の器機による若返り治療
- ③ フィラー等の注入治療
- ④ 脂肪注入術（乳房は除く）
- ⑤ 植毛

尚、乳房の美容外科とは乳房増大術、乳房固定術、乳房縮小術、乳頭、乳輪の手術のことをいう。軀幹の美容外科とは腹壁形成術、殿部形成術、肥満減量後の皮膚のたるみ取り手術、臍形成術をいう。また再建外科や唇裂、唇裂鼻形成術、唇顎口蓋裂の骨切り術などの形成外科手術は、美容外科的要素が高いと思われる症例であればそれぞれ1例までは含めることができる。

3. 症例は術後3か月以上の、必要と考えられる十分な経過を観察し、その結果を記載すること。術後の写真は手術から最低3か月以上経過したもので、術前と露出、サイズ、方向等同一条件のものをを用いること。画像処理したものは認めない。上眼瞼の手術は開瞼、閉瞼の写真を含むこと。顔面、乳房、軀幹の手術、脂肪吸引術、顔面輪郭形成術では正面、側面写真を含むこと。外鼻手術は正面、側面、底面写真を含むこと。デザインの写真あるいは術中写真を含むことが望ましい。

レーザー器機、フィラー等に関しては、施術前後の結果が明瞭に判別できる写真を示すこと（経過期間は問わない）。

4. 顔面輪郭形成術においては画像所見(X-P, CT, MRI等)を添付すること。この他、

隆鼻術、豊胸術、脂肪吸引術については、画像所見(X-P, CT, MRI等)を貼付することが望ましい。

5. 手術記事は、図示を含めて丁寧かつ詳細に記載すること。
6. 豊胸術、隆鼻術等人工材料を使用する手術においては、インプラント等使用した人工材料の種類を詳細に記載すること。
7. レーザー器機、フィラー等については使用した器機、出力、材料、用量などを詳細に記載すること。
8. 委員会が提出症例を不適当と判断した場合には、症例の差し替えを求められることがある。
9. 申請内容に不正が認められた場合には、相当の処分を課すことがある。

第5条

専門医の認定を申請する者は、毎年4月1日から6月30日までに規則第7条に定める申請書類および審査料を本学会事務局に送付するものとする。

第6条

規則第7条の審査料は金3万円、規則第9条の認定料は金7万円とする。既納の審査料および認定料は、いかなる理由があっても返却しない。

第7条

専門医の資格の更新を受けようとするものは、毎年4月1日から6月30日までに、更新申請書、審査料および規則第11条の条件を満たす証明書を送付しなければならない。

- 2) 5年間で必要な単位を獲得しえないものは専門医資格を停止する。続く2年間を猶予期間とするが、この2年以内に不足した点数を獲得し、かつ1年間に最低4点を獲得すれば更新手続きを行うことができる。この2年間で必要な単位を獲得しえない場合は、専門医規則第12条の手続きを経て専門医の資格を喪失する。また、更新された専門医資格の有効期間は、停止ののち更新までの期間を5年間より差引いた期間とし、次の更新の際には差引いた期間で26点以上（年間最低4点）取得する必要がある。なお、停止期間中は更新の資格は保有するが専門医資格は停止する。
- 3) 満65歳以上の専門医について、資格更新のための条件のうち、所定の点数の取得と審査料については免除される。

- 4) 更新の審査料は金3万円とし、認定料は金5万円とする。既納の審査料および認定料はいかなる理由があっても返却しない。

第8条

本学会はこの専門医制度を施行するに際して、規則第3条、本細則第2条および第4条に関する経過措置を定める。

第9条

本細則の変更は理事会の承認を得るものとする。但し、審査料および認定料の変更は総会の承認を得るものとする。

付 則

この細則は昭和58年10月30日より施行する。

(平成8年10月12日改定)

(平成16年10月10日改定)

(平成20年10月11日改定)

(平成23年9月28日改定)

(平成29年1月14日改定)

(令和元年10月2日改定)